

枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成28年7月1日

条例第8号

(設置)

第1条 枚方京田辺環境施設組合情報公開条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第6号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例（令和5年枚方京田辺環境施設組合条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。
- (2) 情報公開に係る審査請求 情報公開条例第14条に規定する審査請求をいう。
- (3) 個人情報に係る審査請求 個人情報保護条例第6条に規定する開示請求に対する決定等又は第9条に規定する訂正及び利用停止の請求若しくは第11条に規定する是正の申出に係る不作為についての審査請求をいう。
- (4) 諮問庁 情報公開に係る審査請求にあつては、情報公開条例第14条に規定する枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問した同条例第2条第1号に規定する実施機関を、個人情報に係る審査請求にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において読み替えられた同条第1項の規定による諮問をした個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。
- (5) 公文書 情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (6) 個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開及び個人情報に係る審査請求について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に係る重要事項について、調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護法の規定によりその権限に属する事項を処理すること。

(組織)

第4条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

- 2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査の権限)

第6条 審査会は、第3条の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった決定に係る公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 前2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第7条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応じなければならない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

(答申)

第11条 審査会は、諮問庁に対し、文書により答申しなければならない。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。